

京都市会委員会条例の一部を改正する条例（令和元年5月24日京都市条例第 3 号）

（市会事務局議事課）

委員長及び副委員長に共に事故があるときの委員長の職務代行についての規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年5月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 3 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 委員長及び副委員長に共に事故があるときは、委員の中から仮委員長を互選し、委員長の職務を行わせる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)